

シルバー派遣事業のマージン率等に係る情報提供について（令和4年度）

公益社団法人京都府シルバー人材センター連合会

労働者派遣法第23条第5項に基づき、マージン率を下記の通り公開いたします。

（資料：令和4年度労働者派遣事業報告書 京都労働局 令和5年6月30日受理）

実施事務所	派遣労働者数 (人) 注1	派遣労働者の役務の提供を 受けた者（派遣先）の数 (社) 注2	派遣料金の平均額 (A) (円) 注3	派遣労働者の賃金の 平均額 (B) (円) 注3	マージン率 (A-B) / A (%)
八幡市	87	25	10,742	8,279	22.9%
長岡京市	20	13	10,725	8,126	24.2%
城陽市	26	13	9,612	8,422	12.4%
宇治市	68	26	12,203	9,263	24.1%
福知山市	51	11	10,720	8,098	24.5%
京都市本部	320	92	11,717	8,642	26.2%
京都市東部	25	12	11,551	8,600	25.5%
京都市北部	17	9	12,269	8,745	28.7%
綾部市	73	24	11,113	8,834	20.5%
舞鶴市	25	9	10,977	8,651	21.2%
向日市	83	4	11,737	8,334	29.0%
宮津与謝広域	33	10	12,371	9,387	24.1%
京丹後市	107	21	11,448	8,744	23.6%
亀岡市	37	12	9,796	7,791	20.5%
京田辺市	67	9	11,525	8,996	21.9%
大山崎町	4	3	11,083	8,504	23.3%
南丹市福祉	77	12	10,456	8,347	20.2%
久御山町	45	12	11,040	8,254	25.2%
木津川市	15	5	10,526	8,138	22.7%
精華町	9	7	11,109	8,293	25.3%
京丹波町	42	8	10,628	8,451	20.5%

（注1）報告対象期間末日現在の人数 （注2）事業実施期間中の派遣先数 （注3）1日（8時間）当たりの額

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定の有無

締結していない

派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口

公益社団法人 京都府シルバー人材センター連合会 各実施事務所 で実施

教育訓練の種類	対象者	開催回数（回）
接遇講習	短時間1年以上雇用見込みのある者	4
初任者研修	短時間1年以上雇用見込みのある者	11
職能別訓練	短時間1年以上雇用見込みのある者	0
その他の教育訓練	短時間1年以上雇用見込みのある者	4

福利厚生に関する事項

- ・ 労災保険、有給休暇
- ・ 指定宿泊施設会員割引制度等 （公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください）
- ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的かつ短期的就業であるため）

※ただし、加入要件を満たす場合は適用します。